

簡易電子納品に関する特記仕様書

- 1 本工事は、工事写真の簡易電子納品の試行対象工事とする。簡易電子納品とは、「工事などの各業務の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、設計図書で定める「工事写真」の画像データをいう。
- 2 工事写真の簡易電子納品を実施するかどうかは受注者の任意とし、受注者が実施を希望しない場合は、従来どおり紙媒体により工事写真を納品して差し支えないものとする。
- 3 本工事は、初回の打ち合わせ時に、工事写真の簡易電子納品実施の希望有無を、監督員へ打ち合わせ簿で報告するものとする。
- 4 電子成果品のデータ形式は、新潟県電子納品実施要領により作成された JPEG 形式のもの、もしくは、工事写真帳を PDF 形式で出力したものとする。また、画像データの有効画素数は 100 万画素（サイズ 1,280×1,024）程度を標準とし、小黒板の文字等が判断できる精度を確保するものとする。
- 5 電子成果品は、ウィルス対策を実施したうえで電子納品媒体（CD-R 又は DVD-R）で 2 部提出することとする。
- 6 電子納品物の作成
 - (1) 電子納品媒体の種類・規格
電子納品媒体の種類及び規格は、CD-R (Joliet) 又は DVD-R (UDF (UDF Bridge)) (以下、「CD-R 等」という。) とし、データ容量等により適宜選択する。
 - (2) ラベルの作成
作成した CD-R 等には、以下の情報を記載する。なお、情報の記載は、CD-R 等表面へのラベルプリントにより行うこととし、シールの貼り付けは認めない。
 - ・工事番号
 - ・何枚目／総枚数
 - ・工事名
 - ・作成年月
 - ・発注者名
 - ・受注者名
 - ・ウィルスチェックに関する情報
 - ・フォーマット形式
 - ・発注者及び受注者の署名欄

発注者及び受注者署名欄には、受発注者相互に内容を確認したうえで、サインペン等で直接署名を行う。(基本的には、監督員と現場代理人が署名すること)

- ・ラベル作成例



(3) CD-R 等が複数枚に渡る場合の処置

ファイル容量が大きい場合やファイルの数が多い場合は、電子納品媒体の CD-R 等が複数枚必要となる場合がある。電子納品媒体を複数枚提出する場合の留意事項を以下に示す。

- ・各媒体のラベルに何枚目／総枚数を明記する。

(4) ウィルス対策

作成後の CD-R 等に対して、最新のウィルス定義 (パターン) ファイルを適用したウィルス対策ソフトによりウィルスチェックを行うこととし、CD-R 等の表面にはウィルスチェックに関する情報として、使用した「ウィルス対策ソフト名」、「ウィルス定義年月日」もしくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

- 7 工事写真のうち、着手前及び工事完成写真については、紙媒体で提出することとする。
- 8 工事検査時に、電子成果品を閲覧するための情報端末は、原則として受注者において用意することとするが、これが困難な場合は監督員と協議することとする。